

令和2年度

高鍋町教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価等報告書
(令和2年4月～令和3年3月)

令和3年9月

高 鍋 町 教 育 委 員 会

【自己点検・評価の考え方】

平成20年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなった。

そこで高鍋町教育委員会では政策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに、住民に対する説明責任を果たす上で重要であることから、法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行うこととした。

【点検・評価の項目について】

評価シートを次の3つの大項目に分類した。

- 1 教育委員会の活動（点検・評価シートNo.1）
教育委員会の運営状況等を評価する項目とした。
- 2 教育委員会が管理執行する事務（点検・評価シートNo.2）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定している教育委員会の権限に属する事務のうち高鍋町教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則で教育長に委任されていない事務を評価する項目とした。
- 3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務（点検・評価シートNo.3-1, No.3-2）
高鍋町教育基本方針に基づき、教育長が委任を受けた事務の中から、高鍋町事務事業評価の対象となる事務事業を点検・評価項目とした。法令等の定めにより当然実施しなければならない事務事業は点検・評価項目から除いている。

【点検・評価の基準について】

点検・評価については実現度を次のAからDの4段階とした。

- | | |
|--------------|--------------|
| A・・・達成している | (90%以上) |
| B・・・ほぼ達成している | (70%以上90%未満) |
| C・・・概ね達成している | (50%以上70%未満) |
| D・・・達成していない | (50%未満) |

項目によっては年度で該当がないことがあるが、その場合は項目の説明に「該当する事例はなかった」と記し、評価しないこととした。

点検・評価の実現度について項目ごとに第三者の意見も含め、できるだけわかりやすくその理由を記述することとした。

【自己評価結果に対する学識経験者の意見について】

学識経験を有する第三者から、自己評価結果を基に教育施策や自己評価のあり方等について、総合的な意見を求めることとした。その際、各学校からの学力テストの結果及び分析資料を添付することとした。

【議会への報告について】

議会への報告については、毎年9月決算議会に前年度の教育施策の展開状況についての点検・評価の結果を報告することとする。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営に関すること	①教育委員会会議の開催回数	A	定例会は会議規則に則り、毎月1回開催した。 7月に令和3年度使用小中学校用教科用図書の採択に関する臨時会、3月に教職員の人事異動の内申に関する臨時会を開催した。
		②教育委員会会議の運営上の工夫	A	教育委員会の会議資料は遅くとも3日前までに各委員に配付し、十分に内容を把握した上で会議に臨めるよう配慮し、会議の効率化を図った。議案審議だけでなく、会議の中で、教育に関する様々な課題や現状についての説明や意見交換などを行い、情報共有を図った。
	(2)教育委員会の会議の公開等に関すること	①会議等の公開、広報、公聴活動	B	定例会開催について告示を行っているが、会議の傍聴者はなかった。議事録については、できる限り詳細に調製し、翌月の定例会で承認を受けた後、速やかに町ホームページに掲載している。
	(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	A	教育委員会と事務局の関係は良好で会議における議事進行もスムーズに行われている。会議以外の場においてもしっかり連携はとれている。
	(4)教育委員会と首長との連携	①教育委員会と首長との連携	A	首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために高鍋町総合教育会議を令和3年3月に開催し、各教育委員の意見も踏まえた上で高鍋町教育大綱の見直しを行った。 その他、重要案件については、常に町長部局との報告・連絡・相談に努め、連携を図っている。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により学校を臨時休業とすることもあったが、児童・生徒の感染状況等に関する情報共有の徹底に努めた。
	(5)教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	D	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、ほとんどの研修会が中止となってしまった。
	(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	A	県教育委員会支援チームと連携した「重点支援訪問」と教育事務所に派遣要請をかける「計画訪問」、「町教委が単独で行う支援訪問」の3種類の支援訪問を実施した。 重点支援訪問では、高鍋東中学校(2年目)を指定したが、今年度より、県教育委員会からの指導主事の人数の削減があったため、町独自の取組として同校の教頭や初任者拠点校指導教員を支援者として活用し、職員全員の年2回(新型コロナウイルス感染症により2回に縮小)の授業参観及びフィードバックを行った。さらに、重点支援訪問の間にも「つなぎの授業」を実施し、町教委指導主事も入りながら校内で独自に授業参観やフィードバックを行い、授業力改善に努めた。2回目の重点支援訪問では2年間の研究の成果を町内の教員に公開し、授業の在り方等について理解を深めることができた。 計画訪問では高鍋東小学校を、町教委単独の視察訪問では高鍋西小学校及び高鍋西中学校を訪問し、全職員の授業参観を行ったり、教育的課題についての協議を行ったりするとともに、協議の中で指導主事や教育委員も一緒に参加しながら協議を深めることができた。
②所管施設の訪問		A	令和2年10月3日に行われた持田遺跡発掘調査現地説明会に参加したほか、11月6日には、高鍋町美術館で行われた「辻野精一・道北昭介」展の視察調査を実施した。二人とも高鍋町出身の抽象画家であり、本町美術館に多くの作品が収蔵されている。新型コロナウイルス感染症の影響によって予定していた特別展が開催できなくなったための代替的な展示であったが、多くの優れた作品が収蔵されているという新たな気づきのあった視察となった。	

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理執行する事務	(1) 教育行政の運営に関する基本方針を定めること	① 本町の伝統・文化、自然などの資源を生かして郷土を愛する心や思いやりの心、感動する心を育む学校教育の推進	A	藩校明倫堂で学ぶための基本的な決まり事を記した「明倫堂学規」を現代の生活様式に合わせて見直した「新明倫の教え」を各校の教室に掲示、朗読を行うなどして、実践化を図っている。 また、郷土の偉人である石井十次については、人間愛の精神を学び、思いやりの精神と実践力のある町民の育成をめざすため、石井十次小伝等を活用した学習、石井十次関係行事への参加を継続して行っている。
		② 学校・家庭・地域が連携した健全な青少年育成の推進	C	PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、青年団、スポーツ少年団等活動の支援、家庭教育学級の開催等を通して、学校・家庭・地域が連携した健全な青少年育成に努めた。 また8年目となった、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)事業は、学校と保護者、地域住民と信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成等、学校を核としたまちづくりに取り組んでいるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動は停滞した。なお、令和3年度は、今まで以上に充実した取組とするため、社会教育課と教育総務課とで連携し、在り方検討委員会を設置している。
		③ 町民がそれぞれのニーズに応じて学習でき、習得した知識技能を講師となつて生かすことのできる生涯学習の推進。	A	公民館、美術館、図書館、資料館において各種教室、講座、イベント等を開催しており、講座等に関しては、その成果を発表する場を設けるなど、町民ニーズに応じた広範囲な学習機会の提供ができた。 講師の後継者育成について、公民館講座に関してはそれぞれの教室等に委ねているのが現状であり、その他の施設については、講師育成までは至っていない。例年開催してきた「湿原ボランティアガイド養成講座」は、新型コロナウイルス感染症による休園等の影響もあつてか応募がなく、ボランティアガイドの誕生につながらなかった。
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること	A	社会教育課関係では、指定管理者制度に伴う条項追加や施設の運営・実情を考慮した開館時間及び休館日の見直しのため、高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則、高鍋町歴史総合資料館管理運営規則の一部改正を行った。その他、各種申請等受付における押印の見直しに伴う関係規則及び要綱等の改正を行った。 教育総務課関係では、教職員住宅5棟を用途廃止するための規則の一部改正、就学支援委員会から教育支援委員会に名称変更するための規則の一部改正、共同学校事務室制度へ移行するための規則の一部改正を行ったほか、コロナによる臨時休業に伴う給食食材費キャンセル費用を補助するための要綱、中学生海外短期留学派遣事業を実施するための要綱の制定などを行った。	
	(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	町議会に上程する予算原案、条例案については、説明資料を用意した上で事前に定例委員会に諮り、審議・決定を行った。	
	(4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、または廃止すること		該当する事例はなかった。	
	(5) 県費負担に係る校長の任免その他の人事の内申に関する事		該当する事例はなかった。	
	(6) 県費負担に係る教職員の人事の内申に関する事	A	令和3年3月末の人事異動に係る校長を除く教職員の異動の内申について、県教育委員会、町教育委員会及び校長の三者で協議を行った。	
	(7) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関する事	A	各種委員会委員の選任については、教育長提案のとおり承認された。	
	(8) 教科用図書の採択の決定に関する事	A	令和2年度は、中学校使用教科用図書(国語・書写・社会・地図・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語・道徳)の採択の年であり、児湯採択地区協議会の事務局を西都市が担当し、協議会や専門委員会等の運営等について協力を行った。今年度は新型コロナウイルス感染症により、専門委員会の開催が1回に削減されたことから、西都児湯地区の派遣指導主事が中心となって教科用図書の研究を進めるとともに、児湯採択地区協議会において報告を行い、採択することができた。この児湯地区採択協議会における採択を受けて、7月の臨時教育委員会において承認を行うとともに、9月1日に採択結果等の公表をホームページにより行った。	
	(9) 通学区域を設定し、又は変更すること		該当する事例はなかった。	
(10) 文化財を指定し、又は指定を解除すること		該当する事例はなかった。		
(11) 請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関する事		該当する事例はなかった。		

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート №3-1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	(1)郷土高鍋を愛し、自分に対する自信や誇りをもつ子どもをはぐむ学校教育	①外国語指導助手派遣事業(ALT)	A 令和元年8月から1名だったALTを2名に増員し、担当区を東区(東小中学校)と西区(西小中学校)に分けての派遣が可能になったことから、学校への派遣回数も倍増した。また、今年度は学期ごとにALTを入れ替えて、学校区に関係なく、すべての児童生徒に接し、教える機会を作ることで高鍋町の児童生徒は2人のALTから英語を学んだり、コミュニケーションをとることができた。コロナウイルス感染症対策のため、コミュニケーションの場の一つである学校給食の時間が完全無言だったため、交流の時間が減ったにも関わらず、ALTが授業に入る回数が増えたことにより児童生徒がALTに慣れているため、休み時間にも積極的に話しかける姿が見られるなど、英語に関する興味・関心や学習意欲の向上に繋がった。 中学校では例年行われている東児湯英語暗唱弁論大会に出場する生徒に対して、ALTが夏休み期間中に英語弁論の練習を行ってくれるが、今年度はコロナウイルス感染症の影響で大会が中止になった。
		②教育研究所事業	A 町教育委員会は、昨年度より「教育研究所を核として、町全体が一体となった授業力向上の取組」を研究主題に、「OJTの機能を生かし、研究員一人一人のスキルアップを目指した研修を通して」を副題に設定し、町全体の授業改善についての先頭に立った研究及び研修を深めてきている。今年度は、「授業づくり研修会(A研修)」と「基本研修(B研修)」の2本の柱を設定し、取り組んできた。A研修では、研究員全員が自分の授業動画を撮り、主旨や成果、課題等について報告し合った。この研修会では、研究員以外の町内の教員にも参加を呼びかけ、毎回20名以上の参加者で授業の実践報告について熱心な質疑や協議等を行うことで、一人一人の授業づくりについての学びを深めることができた。B研修では、教育長や指導主事、指導教諭等を講師として様々な分野の講義・演習を実施することで、研究員の見識を深めるとともに日々の授業づくりに役立てるなど研究員の資質向上を図ることができた。 これらの取組を年度末に実施した「高鍋町教科・領域別部会・全体会」において発表することで、町全体への浸透を図ることができた。
		③米沢市・高鍋町青少年交流事業	D 令和2年度は、本町において夏季交流を行う予定であったが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なかった。
		④小・中学校音楽祭	D 令和2年11月10日(火)に開催する予定だった高鍋町小・中学校音楽祭については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施に向け協議を重ねたが、中止となった。
		⑤適応指導教室事業	A 学習不適応による悩みや対人関係、家庭の問題等の様々な理由で学校に登校できない児童生徒を対象に、教育相談員1名、訪問支援員2名が、学校復帰を目標に学習支援指導を行っている。少人数で個別指導を行うことのできる良さを生かしながら、他者との関わり等のアドバイス等も行っている。 また、家庭と連携しながら、スクールソーシャルワーカーや高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」等の関係機関も積極的に訪問し、対象児童生徒への支援に当たった。昨年度は、小学生4名、中学生5名が当教室に通級し、自分自身の課題に向き合い、学習面や対人面での成長が見られた。
		⑥小中学校教育環境改善事業	A 令和2年度は、元年度に引き続き、学校施設環境改善交付金を活用した高鍋東中学校のトイレ改修工事を実施したほか、令和3年度から同交付金を活用して西中学校のトイレ及び浄化槽を改修するための設計業務委託を行った。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、念願であった中学校給食共同調理場の空調機設置工事を実施した。そのほかGIGAスクール構想に基づく一人一台タブレットの配布・活用がスムーズに行えるよう各校に専用光回線の整備を行った。
		⑦学力向上を図る教育の充実	A 新型コロナウイルスの影響で、全国学力・学習状況調査等の学力検査等が中止になったこともあり、昨年度行った過年度比較、学校間比較、経年比較等の分析はできなかった。しかし、令和3年度より町独自で小学校1年生から中学2年生までを対象とした学力テストを統一して実施することで、より具体的な分析を行い、各学校の学力向上につなげることにした。 昨年度立ち上げた「教科・領域別部会」については、本年度も年10回、全ての小・中学校の教師が教科ごとに集まり、授業改善に関する研修および協議を行うことができた。小・中学校の系統性やつながりを意識した研修を進めるとともに、教科ごとに講師を招聘しての研修を行ったり、研修の成果として教材を作成したりするなどしながら、授業改善につなげることができた。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価
<p>3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務</p>	<p>(2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p>	<p>①成人教育・青少年育成事業</p>	<p>B</p> <p>○【成人教育】:地域婦人連絡協議会(活動補助)などの活動支援を行った。また、高齢者向けの講座として「高鍋学園」を開催し、「自然保護」「福祉介護」「歴史」等をテーマとした講話など、年間4回開催した(延べ参加者163人)。さらに、保育園・幼稚園・小中学校の保護者向けの講座として「家庭教育学級」を開催し、「コミュニケーション」「救急法」等をテーマとした講座などを開催し、延べ184人が受講した。 ○【青少年育成事業】:子ども会、青年団、ガールスカウトなど青少年育成団体の活動支援を行った。また、リーダー研修(国立阿蘇青少年交流の家)、子ども会レクリエーション大会、子ども向け各種教室(夏クラブ・創作活動教室)の開催に向けて準備を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い全て中止となった。</p>
		<p>②コミュニティ助成事業</p>	<p>A</p> <p>○コミュニティ助成事業とは、宝くじ社会貢献広報事業として行われるものである。令和2年度は「一般コミュニティ助成事業」について実施し、各活動時における地域住民の学習意欲の向上、健康増進を図ることができた。 実施地区は萩原自治公民館で、エアコン、椅子、台車、会議用机、ホワイトボード、音響機器、物置、生垣バリカン、脚立、クーラーボックス、屋外用LEDランプ等の備品を整備。</p>
		<p>③県・町指定文化財の保護・活用</p>	<p>B</p> <p>○黒水家住宅については、令和2年度は主屋・糶蔵の畳替え、正門右囲い塀などの修繕を適宜行ったほか新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの自動センサー化を行った。 ○「秋月墓地」に関しては、平成24年度から社会教育課管理施設環境整備嘱託員2名を通年雇用し、清掃・草刈作業を定期的(3月彼岸前・5月連休前・8月盆前・9月彼岸前・10月灯籠まつり前・年末・その他)に実施した。併せて、関係者や姉妹都市からの墓参り時などに随時、清掃を実施している。さらに令和元年度から業者依頼により、さらに広範囲で細やかな除草作業を実施。通年の清掃により良好な状態を維持することができた。 ○県指定無形文化財である「高鍋神楽」および高鍋町指定無形文化財である「鳴野棒踊」について、奉納や公演への参加支援、また後継者育成の支援を行うことによりその保存に努めた。 ○特に「高鍋神楽」については、国指定に向けた記録作成調査委員会を東児湯五町で組織し、次年度以降の調査体制及び調査方針を確立した。 ○新たに「旧鈴木馬左也別邸主屋」等3件が国登録有形文化財として登録され、保存が図られた。</p>
		<p>④高鍋湿原の保護・活用</p>	<p>B</p> <p>○平成24年度から施設環境整備嘱託員2名を通年雇用し、維持管理を行い、良好に保全することができた。 ○定期的な湿原ガイド養成講座の実施により、担い手の育成が図られている。 ○令和2年度の来場者数は、1,960人(記帳者の数/実数はこの約3倍)であった。 ○新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの自動センサー化を行った。</p>
		<p>⑤各種スポーツ大会</p>	<p>B</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大により各種スポーツ大会が開催できない中、県内の動向を鑑み、感染症対策を行いながら、自治公民館対抗のソフトボール、ソフトバレーボール大会を行い、町民の健康と体力の維持増進を図り、明るいまちづくりに効果をあげている。 ○4月に毎年行っている各地区公民館体育部長研修において各種大会への参加を呼びかけながら、全般的な自治公民館活動の強化を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大により開催することができなかった。</p>
		<p>⑥体育施設の整備・充実</p>	<p>A</p> <p>○体育施設は建設後20年を超えるものが殆どであり、計画的に修繕、工事をを行いながら維持に努めている。今後も計画的に維持修繕工事を進める必要がある。 ○総合体育館は、老朽化した建物及び設備の性能向上を図るため、大規模改修工事に着手することができた。</p>
		<p>⑦公民館事業</p>	<p>A</p> <p>○手指消毒、タブレット型体温検知器の設置、講座受講者の名簿管理、利用人数に応じた部屋の割り振り等新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、各種公民館教室(42教室)を開講。 ○その他、「歴史講座」「園芸教室」「簿記の基礎講座」「子ども生花(3教室)」を実施。「楽しい詩づくりと鑑賞」「夏休み子ども教室(2教室/書道・読書感想画)を企画したが、新型コロナウイルスの影響により定員に達しなかったり、感染拡大防止のため中止となった。 ○児童から高齢者まで年間延5,645人の受講があり、コロナ禍の中、生涯学習の機会の確保に努めた。</p>

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	(2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進	⑧埋蔵文化財教育普及事業	A	<p>新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、対策をとりつつ、本町の埋蔵文化財を多くの方々に知っていただくための以下の機会提供を行うことが出来た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持田遺跡にて実施した発掘調査の成果を一般の方々に見ていただくため、現地説明会を開催した。 ○平成元年に高鍋町総合体育館建設に伴い発掘調査を行った大戸ノロ第2遺跡の出土品や作成した記録類を再度整理し、資料の公開と活用を行う事業として、企画展及び講座を実施した。また、「企画展等の周知」及び「より多くの町民の方々に埋蔵文化財に触れてもらう機会」として、役場1階にてミニ展示を実施した。 ○宮崎県、西都市、宮崎市、新富町と合同で古墳文化に関する展示をイオンモール宮崎において実施した。
		⑨図書館運営業務	A	<ul style="list-style-type: none"> ○手指消毒・マスク着用の徹底、常時換気、タブレット型非接触式検知器・図書消毒機・カウンターへの飛沫防止対策シートの設置、閲覧者席の制限、来館者受付名簿の管理、イベント等の自粛、サービスの利用制限などを行い、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、利用者が安全に利用できるよう図書館運営を行った。 ○令和元年度から雑誌スポンサー制度を開始し、スポンサー16社から27種類(既存は13種類)の雑誌を配架することができた。
		⑩図書館教育普及事業	A	<ul style="list-style-type: none"> ○東西小中学校の児童、生徒の作品の中から推薦された読書感想画90点の作品展を、美術館において開催した(令和3年2月13日～2月28日)。また、読書感想文54点を編集した読書感想文優秀作品集「白梅」第49号を発行し、児童生徒の読書指導及び読書意欲の向上を図ることができた。
		⑪古文書修復・解読事業	A	<ul style="list-style-type: none"> ○古文書は高鍋町の歴史を考証するうえで大変貴重な資料である。古文書19,251冊のうち現在7,409冊の修復を終えているが、平成27年度以降は今後の古文書保存の方向性を検討するために、1冊丸ごとの修復は実施しておらず、電子化(データ化)事業を行うための簡易な修復を行っている。 ○解読については2冊を行った。 ○平成23年度から古文書の保存のため電子化(データ化)事業に取り組んでおり、令和2年度は1,048冊の電子化を行い、電子化作業の総数は11,159冊となった。 ○平成30年度から明倫堂書庫と穀堂書庫において、防虫・防カビ対策業務委託を開始し、古文書の劣化を抑えるよう努めた。
		⑫歴史総合資料館教育普及事業	A	<ul style="list-style-type: none"> ○高鍋町内外からの来館者に対し歴史、民俗を紹介し、情報を広く発信することができた。 ○県埋蔵文化財センターによる企画展「埋文セレクション」(7/18～9/6:97人)や町埋蔵文化財係による企画展「遺跡を纏める」(2/6～2/28:187人)が当館を会場に開催され、好評を博した。
		⑬美術館教育普及事業	A	<ul style="list-style-type: none"> ○【実技講座】:実習室を使った実技講座、2講座(水彩絵手紙、超リアル色鉛筆/各年間12回。)を実施し、合計18名が受講した。 ○【ワークショップ等】:募集型ワークショップ「手作り万華鏡」・「ぞうけいあそび」、申込型ワークショップ「西米良村子どもワークショップ」を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ○【その他】:「教科・領域別部会」の美術技術部会研究会において、美術館館長、学芸員が講師となり研修を行った。小中学校への教育普及の一助とすることができた。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 を 教育 長に 委員 会が 委任 する 事務 執行	(2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進	⑭美術館展示事業	A	<p>○常設展は「江戸から現代まで 高鍋町美術館“書”コレクション」(前期/254人)、「ボーダーレス!〜もっと自由にアートを楽しむ館蔵名品選〜」(後期/296人)。</p> <p>○特別展及び2つの企画展は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を次年度に延期。</p> <p>○その他、「高鍋町美術館館蔵名品選展(代替企画・所蔵品展)」(274人)、「交差する視点 辻野精一・道北昭介(代替企画・所蔵品展)」(268人)、「西都・児湯の子どもたちによる絵画展」(975人)、「小説『秋月鶴山 上杉鷹山がもともと尊敬した兄』出版記念 秋月鶴山と上杉鷹山展」(815人)、「高鍋町美術館実技講座生徒作品展」(225人)の5つの企画展覧会を開催することで、町民に芸術作品に触れる機会、作品発表の場を提供し、本町の文化振興を図った。予定していた「高鍋町美術展覧会(無審査展)」、「高鍋高校美術・書道部展」は、新型コロナウイルスに伴う臨時休館の為開催を中止した。</p>

自己評価に対する学識経験者の意見

令和2年度の高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況について、高鍋町教育委員会から提出された関係文書及び諸報告書等を審査・検討した結果、下記のように概要をとりまとめました。

記

1. 新年度を前に総合教育会議を開催して高鍋町教育大綱の見直しを行い、重要案件については、常に町長部局との報告・連絡・相談に努め、連携が図られています。

高鍋町総合計画後期基本計画の「歴史と文教の町 たかなべ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」の将来像から、分野別の4つの基本目標のうち、「心豊かな人が育つまちづくり」という教育分野に該当する部分を高鍋町教育大綱（教育理念）と位置づけておられます。この教育理念に基づき3つの教育基本目標を設定して事業推進の目標として掲げられており教育分野の振興・発展の拠り所となっています。

また、前年度の執行と評価をもとに令和2年度の運営の工夫と改善がなされていることがうかがえます。例年とは違い、本年度当初より「新型コロナウイルス感染症」の影響は大きく、小中学校の臨時休校の措置は苦渋の決断であり、年間を通じて行政と学校現場での大きな課題であったことと思われまます。

そのような状況の中において教育委員会会議は、規則に則り定期的に毎月開催され、教育委員相互の活発な意見交換や質の高い協議によって共通理解が図られ、熱心に課題解決に向けて取り組まれていることが公表された資料により伺い知ることができます。

2. 令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、「郷土を愛し、自信と誇りを持つ子どもを育む学校教育」「学校、家庭及び地域住民等が互いに支えあう社会教育」の教育の重点施策に基づき、学校教育、社会教育及び教育関係諸施設を含めた計画が遅滞なく確実に実施されていることを確認しました。

高鍋町教育委員会としての各小中学校に対する教育課程の実施状況を把握するための学校訪問が、東西小中学校を重点的にそして計画的に実施されており、各教科、道徳・特別活動等についての指導助言、援助活動も適切になされています。

全国学力・学習状況調査が中止となり、より広範囲での比較資料等が得られませんが、町教委独自の取組で本町の各小中学校が実施している諸調査・検査の結果を分析して、在籍児童・生徒の実態把握により、学習意欲並びに学力向上に資するために教育的課題を整理して、各学校に明確な問題意識や目的意識を持たせながら、具体的な指導助言が行われていることを確認しました。

高鍋町教育委独自の取組で、学校訪問校の教頭や初任者拠点校指導教員、町教委指導主事の活用によって教員の授業力改善に努められたり、重点支援訪問により得られた研究の成果を公開したりされたことは、学校現場の教員にとって大きな励みになったと思われまます。

3. ALT (外国語指導助手) が2名体制となったことで、東区と西区に分けての派遣や、学期ごとに入れ替えての派遣など派遣回数が増え、それが英語の学びや英語でのコミュニケーションに大きく貢献できたことが伺えます。英語弁論大会等が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったことは、生徒の取組の発表の機会がなくなってとても残念です。外国語指導助手派遣事業のさらなる充実のために、今後とも管理職や教務主任のリーダーシップにより、関係職員の情報交換と授業準備のための時間確保ができる環境整備をお願いするものであります。

また、教育研究所を核として、町全体の授業改善で「授業づくり研修会（A研修）」と「基本研修（B研修）」の2本柱で取組が行われて、研究員の授業動画撮りを基にした研修会や報告会の開催や、教育長や指導主事、指導教諭等の講義・演習をする取組は、日常の教育現場の課題解決や研究員のみならず町内の教員の資質の向上に成果を収めていることが確認できます。

今後とも、教育長を含めた高鍋町の教育職リーダーの積極的活用と研究体制の充実によって、「町全体が一体となった授業力向上の取組」がさらに充実し、高鍋町立学校の力強い実践が進展するように期待するものであります。

4. 郷土愛や自分に対する自信や誇り持つ子どもの育成のための伝統的な事業のみならず、芸術的行事や体育的行事まで新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったり縮小開催されたりしたことで、子どもたちの思いや願いが十分かなえられなかった1年になってとても残念です。制約のある中で、行政と学校現場との連携と信頼によって現状で実施や実行できる内容について熟慮・工夫して取り組まれたことに敬服いたします。

学校教育だけでなく、社会教育の分野でも新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、交流事業や育成事業、各種スポーツ大会等も中止や感染拡大防止対策を行った上で縮小実施されました。この1年間で、感染症対策に関する町民の意識は高まり、行動や対応に対する理解と実践力はこれまでになく図られました。

ソフト面については制約と意識改革を迫られた厳しい年ではありましたが、ハード面での制約は最小限で、むしろ充実が図られました。町内の施設の整備・充実の取組は、計画的に進められたことが確認できました。

5. 各小中学校の生徒指導状況を基に、児童生徒一人ひとりに対する教師や保護者への適切な指導助言や援助活動がなされていることによって、学校や家庭での生活状況も安定して健全な学校生活を送られていることも推察されます。

少数ながら小中学校に不登校の児童生徒が在籍しており、適応指導教室への通級も確認されますが、新たに配置されたスクール・ソーシャル・ワーカーの年間を通じた地道で連携した取組によって学校への復帰、卒業、高校進学ができるなどの成果が得られていることは、保護者にとっても学校にとっても努力の成果を実感できた喜ばしいことであったと共感できます。

個人情報保護や価値観の多様化、社会情勢の複雑化等々子どもを取り巻く環境が日々変化していく中、今後とも教委と学校や担任教師、教育相談員、訪問支援員とが連

携を深めながら情報を共有し、必要に応じて専門機関と連携したり助言を仰いだりして、関わりの継続を願うものであります。

特に、配慮の必要な子どもに対しては、幼・保関係者と保護者を含めて適切な就学のあり方について十分理解を図って、入学後の学校の関わり方や教職員が連携して支援していくこと等を保護者に説明して信頼を得ることがなによりも大切であると考えます。

さらに、役場内の関係各課や関係機関との連携と横断的な取組のなお一層充実を期待するものであります。

6. 県や町の文化財等の保護や活用、高鍋湿原の保護・活用、体育施設の整備・充実、図書館、歴史総合資料館、美術館を活用した教育普及活動についても「歴史と文教の町 たかなべ」を町内外に知らしめる大きな柱であります。綿々と引き継がれてきた取組について、それぞれの施設での年間計画に基づいた特色ある企画や講座、展示等が実施されており、町民のみならず、県民や町内外の児童・生徒に学習の機会を提供していて好評を得ているところですが、コロナ禍で企画が縮小され、参加者数が減少しました。しかし、コロナ禍でも継続してやるべきことと立ち止まって熟慮の上工夫して実施することが関係者間で審議されて、大切な流れが途絶えることなく明確になっています。それぞれの事業について正確な記録が残されており、町の歴史を力強く引き継いでいく努力による大きな成果がうかがえます。

また、持田古墳、黒水家住宅、秋月墓地、高鍋湿原等それぞれの施設に環境整備のための会計年度任用職員や町民ボランティア、協力者の参加を得た事業の推進と管理運営に創意と工夫を凝らして努めておられます。変わらず高鍋町の宝物が大きくに活用されていると認識しています。

新型コロナウイルス感染症の影響下での事業の実施、コロナ後の各事業の取組や充実発展は、各施設での事業内容の再検討や施設相互の連携、広報活動の仕方の工夫がますます求められます。

「高鍋神楽」の国の文化財指定に向けた取組では、記録作成調査委員会を東児湯5町で組織し、令和3年度以降の調査体制及び調査方針が確立したことは大きな前進であり喜ばしいことと受け止めました。また、新たに「旧鈴木馬左也別邸主屋」等3件が国登録有形文化財として登録され、保存が図られたことも朗報であります。

多岐にわたるこれらの事業により「心豊かな人が育つまちづくり」が実現するよう町当局の理解と相応の予算措置をいただき、着実に作業が進展して成果を拝見できますように、関心ある者の一人として今後とも大いに期待しているところであります。

7. おわりに

第6次高鍋町総合計画【高鍋町の将来像】歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

本町の歴史は、改革の努力を積み重ねてきた歴史であり、文教は、改革に努力する風土の中で人財を育て導くという意味に捉えて、対話によって自らがまちの未来を見だし、みんなでできること、家族など小さいグループでできること、一人からできること

といった各場面で、町民みんなが「まちの主体者」となって行動していくならば、自ずと高鍋らしい豊かで美しいまちがつくられていく、との将来像を掲げ、それに基づく施策が推進されており、公民館事業、高齢者教室事業、生涯学習推進事業等が与えられた配当予算の中でそれぞれ工夫を凝らしながら充実した実践がなされています。

平成25年度に制定された高鍋町・高鍋町教育委員会「新明倫の教え」が学校教育、社会教育のあらゆる機会と場において朗読することによって理解と普及を図り、町民の意識の高揚と積極的な実践の基盤となっています。

令和2年度は、特に、新型コロナウイルス感染拡大が児湯地区を始め県全体で懸念され、教育行政のみならず全領域での最重要課題でありました。町役場全職員、教育委員会全員の英知を結集した課題解決への取組が昼夜を問わず推進されました。この間の経験により獲得した成果や情報は今後の大きなヒントとなったことでありましょう。まだまだ、終息の灯かりは見えませんが、必ずや近くその日が来ることを、町民をはじめ県民皆が信じ願っているところでもあります。

1年延期となった「東京2020オリンピック・パラリンピック」へ出場するあるアスリートが、体力を高め、モチベーションを維持するために「今できることは何か」「今ならできることは何か」「今だからこそできることは何か」を考え精査して努力している、という記事を目にしました。この時期、大きな目標に向かって取り組む私たちにとって、ヒントになる考え方であると感じました。

本地区は、ちょうど10年前の口蹄疫の苦境から復興した実績のある地域であり、住民の底力があります。本町の基本理念「国（まち）づくりは人づくり、人づくりは国（まち）づくり」を念頭に置き、教育委員会の組織・機構が最大限に機能して、高鍋町の教育的課題解決に果敢に取り組まれることにより、高鍋町の教育がさらに充実発展することを確信し、ご期待申し上げます。

令和 3 年 7 月 2 9 日

高鍋町教育委員会評価等委員 藤崎 義昭